

水産政策審議会企画部会
第49回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第49回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成26年4月8日(火)午後2時00分

閉会 平成26年4月8日(火)午後4時00分

2. 出席委員

(委員) 木場 弘子 武田 三花 津森 恵子 寺島 英弥 長屋 信博
 馬場 治 山下 東子 山根 香織
(特別委員) 安部 敏男 遠藤 喜志雄 志賀 基明 鈴木 博晶 関 はずみ
 高橋 健二 野崎 哲 濱田 武士 安成 椰子 山田 峰人
 渡邊 朝生

3. その他出席者

(水産庁) 横山農林水産大臣政務官 柄澤漁政部長 枝元資源管理部長
 長谷増殖推進部長 宇賀神漁港漁場整備部長 菅家企画課長 他

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第49回企画部会
議事次第

日 時：平成26年4月8日（火）14:00～16:00

場 所：農林水産省4階「第2特別会議室」

- 1 開 会
- 2 横山農林水産大臣政務官挨拶
- 3 「平成26年度水産施策」（案）の諮問
- 4 資料説明および討議
- 5 その他
- 6 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	横山農林水産大臣政務官挨拶	1
3	「平成 26 年度水産施策」（案）の諮問	2
4	資料説明および討議	2
5	その他	2 7
6	閉 会	2 7

○企画課長 それでは、ただいまより、水産政策審議会第49回の企画部会を開催したいと存じます。私は事務局を務めます、水産庁企画課長の菅家と申します。4月1日付で異動して参りました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、初めに、委員の皆様のお出立の状況につきまして御報告を申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、委員9名中7名の方が御出席をされており、定足数を満たしております。本日の企画部会は成立していることをご報告申し上げます。

また、特別委員の皆様におかれましては11名中11名、全員が御出席となっております。

水産政策審議会につきましては、議事規則第6条に基づきまして公開で行うということになっておりまして、また、9条に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

では、開会に当たりまして、横山農林水産大臣政務官より御挨拶を申し上げます。

○横山政務官 皆様、大変ご苦勞様でございます。農林水産大臣政務官を拝命しております横山と申します。本日は第49回の企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

初めに、出席の委員の皆様方におかれましては、日ごろから水産政策の推進に御協力をいただいております。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。我が国では、古くから水産物の養殖が行われており、現在では我が国の漁業生産量の2割を養殖生産が占めるに至っております。また、平成24年の世界の漁業生産量を見ますと、漁船漁業による生産量と養殖の生産量が、ともに約9,000万トン台となりました。世界的に、水産物需要が増大している中で、漁船漁業による生産量は1980年代から頭打ちとなっております。今後、増大する需要を、いかに養殖で賄っていくかが大きな課題となっております。

このような情勢を踏まえまして、今年の水産白書の第1章では、特集として「養殖業の持続的発展」をテーマとすることになっております。ここでは、水産養殖の歴史や養殖方法について説明するとともに、我が国養殖業の現状及び課題について、技術的側面だけではなく、経営面や消費者の意識も含めて総合的に分析するとともに、その解決方策について考察をする予定でございます。また、第2章「我が国水産の動向」では、我が国における水産資源の管理、気候変動などの漁業環境をめぐる動きについて、より詳しく記述をするほか、東日本大震災からの復興に向けた動きについても報告をしております。水産業に関する国民の理解と関心が、一層深まる白書となるように、委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見を賜りますように、お願ひを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画課長 ありがとうございます。それでは、山下部会長、議事進行をよろしくお願ひ申し上げます。

○山下部会長 本日は、横山政務官にもお越しいただきまして、いよいよ詰めの議論をす

るという時期になってまいりました。どうぞ忌憚のない御意見、また、御質問などいただけましたら、ありがたいと思います。

それでは、着席をして進行させていただきます。

早速ですが、議事に入らせていただきます。本日の議題でございますけれども、平成25年度水産の動向本文（案）についての質疑、討議と、水産基本法第10条に基づき、平成26年度水産施策（案）について、農林水産大臣から諮問がありますので、それについての審議となっております。

まず、諮問事項に入ります。平成26年度水産施策（案）につきまして、農林水産大臣からの諮問をいただきたいと思ひます。

○横山政務官 水産政策審議会会長、山下東子殿。

農林水産大臣、林芳正。

平成26年度水産施策（案）について、諮問第237号。

水産基本法第10条第3項の規定に基づき、別添平成26年度水産施策（案）について、貴審議会の意見を求める。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（横山農林水産大臣政務官から山下部会長へ諮問文手交）

○山下部会長 それでは、ここで、横山農林水産大臣政務官は所用により退席されます。ありがとうございました。

（横山農林水産大臣政務官退室）

○山下部会長 本日の進め方でございますけれども、ただいま諮問のありました平成26年度水産施策（案）の前に、これの作成に当たって考慮するとされています平成25年度水産の動向本文（案）の資料についての説明と質疑、討議を行いたいと思ひます。資料につきましては、事前に配付されておりますので、簡単にポイントの説明をお願いしたいと思ひます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。資料が4つほどございまして、資料1-1、1-2、資料2、資料3の4点でございます。資料1-1と1-2が水産施策の動向で、分量が非常に多いので1章と2章に分けまして、それぞれ分冊で整理をさせていただいております。それから資料2が、いわゆる講じた施策という平成25年度水産施策（案）でございます。資料3は平成26年度水産施策（案）で、これがいわゆる講じようとする施策というものでございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、次に資料の説明に移りたいと思ひます。これまでの審議会で、資料1-1、それから、概要版ではございますが資料1-2につきまして委員の皆様へ御審議をいただきまして、大変貴重な御意見をいただいておりますので、その反映状況について、それから、そのほか前回審議会で提出したバージョンから変更されている点、こういった点を中心に簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

○企画課長 では、資料1-1を、お手元にご用意いただければと思います。資料の21ページをお開きいただきたいと思います。前回の審議会で、養殖について、アジアの、特に内水面で養殖が増加傾向にあると、こういった記述をしてはどうかという御意見がございました。これを受けまして、21ページのグラフの中で、中国の割合が非常に大きなものとなって、かつ伸びてきているということ、それから、22ページの左側のグラフで、内水面魚類のウェイトが非常に高くなっていると、伸びてきているということを記述しております。

次に、46ページをお開きください。養殖業者の方々もトレーサビリティ、それから医薬品等の対応をしっかりと行っているというようなことを書いてはいかがかというような御意見を頂戴しております。これを受けまして、事例として鹿児島県の東町の漁業協同組合で、ブリにつきまして、しっかりとトレーサビリティに取り組んでおられるという事例を紹介させていただいておるところでございます。

次に、48ページをごらんください。養殖水産物の輸出の促進ということで、この1パラのところを、深く分析をして、記述を加えておるところでございます。

次に、51ページをごらんいただければと思います。養殖水産物に関する消費者のアンケートがまとまりましたので、51ページに記載をしております。これをざっと見ますと、養殖魚の評価、イメージの変化ということで、この10年間で「良くなった」、さらに「どちらかといえば良くなった」、この両者を加えると、実に7割を超える消費者の方々が、プラスのイメージを持たれているというようなことが出ております。それから、価格についても、養殖魚のほうが安く、味、鮮度、安全性については、天然のものとは比べても遜色がないというようなお答えになっているということでございます。

次に、55ページをごらんいただきたいと思います。計画生産につきまして、これは経営の安定だけではなくて、漁場環境にもプラスになっていると、こういう記述を加えてはどうかというご指摘がありましたことを踏まえて、24行目から26行目まで、ここにそういった旨を記載してございます。

次に、資料1-2の、第2章のほうをごらんください。60ページに、コラムがございます。ここでクジラに関する記述を新たに書かせていただいております。クジラの捕食量というのが、世界の年間漁獲量の3倍から5倍となっていると。すなわち、漁業とクジラが競合しているということを指摘させていただいております。

それから、72ページでございます。下のところに、気候変動がもたらす影響への対応ということで、この点についても、さらに突っ込んだ分析をして、記載をさせていただいているということでございます。

次に、82ページでございますが、魚価の産地価格のところ特に変動が大きいというような記述を加えてはどうかという御意見があったことを踏まえまして、イの水産物の価格の推移のところの3行目のあたりに、そういった旨の記述を入れております。

それから、94ページをお開きください。漁業の労働力についても、最近、なかなか労働

力が集まらないといった話もあると。ぜひその漁業労働の話を入れられないかというようなお話がありましたことを受けて、94ページから96ページにかけまして漁業就業者数、それから新規就業者対策について、記述をしてございます。

それから、99ページでございます。ライフジャケットの着用による安全面での効果、これについて記述してはどうかという御意見がございましたので、99ページの真ん中の表のところに、漁船から海中に転落した場合の生存率につきまして、ライフジャケット着用、非着用の場合と比較をして表を入れているところでございます。

それから、104ページでございますが、魚類の食品表示の問題、これについても記述すべきではないかということで、104ページの、水産物の表示、魚介類の名称ガイドライン、それから、ホテル・百貨店等における食品表示の不正事案、こういったところで魚類の、魚の表示について触れさせていただいております。

それから、次に115ページでございます。和食の世界遺産の関係で、来年のミラノ万博で日本の和食についてしっかりPRすると、そういうことを記載してはどうかという御意見がございました。それを受けまして、115ページの30行目あたりから、ミラノ国際博覧会の件について記述をしてございます。

次に、138ページでございます。138ページから139ページにかけてでございますが、3月31日の国際司法裁判所の判決を受けまして、捕鯨に関する記述を全面的に直しているところでございます。

次に、153ページでございます。下のほう数行にわたりまして、加工施設の再開状況につきまして、アンケート結果がまとまる予定でございますので、その内容を記載をしてございます。

次に、158ページでございます。福島での試験操業の再開に関しまして、3月から小型刺網、それから船びき網、この試験操業が再開をされることから、これについての記載をすべきではないかという御意見がございましたので、この下の表の中で触れさせていただいております。

委員の皆様の御意見を反映させていただいている主なところ、それから、前回審議会で使用したバージョンからの変更点については、ざっとこのような点になっております。資料1-2の、第2章でございますが、これは本体の形でお示しするのは今日が初めてでございまして、前回は概要版の形でお示しをしまして、御審議をいただき、御意見の反映も行っておりますので、詳細な説明は省略をさせていただきますが、今年のポイントとなる点について若干触れさせていただきます。例年ですと、水産資源の管理、第1節と、第2節の我が国の漁場環境をめぐる動き、こういったものはまとめて書いておりますけれども、今年は、それぞれ2節に分けて詳しく書いております。それから、113ページから115ページにかけての水産物の輸出のところですが、ここも例年に比べて手厚く記述しております。こういった点が主要なポイントとなっておりますのでございます。

次に、資料2をお願いいたします。「平成25年度水産施策（案）」でございます。いわ

ゆる講じた施策と呼ばれるもので、25年度の、講じようとする施策、これを踏まえて、こういうふうに施策を講じたということを書いてあるものでございまして、詳しい説明は省略をさせていただきます。

次に、資料3についてお願いいたします。資料3が、諮問の内容である、26年度の水産施策、いわゆる講じようとする施策でございます。ポイントを何点か、かいつまんで御説明申し上げます。まず、12ページをお開きいただきたいと思っております。資源管理・漁業経営安定対策の概要という絵がございます。資源管理、収入安定対策と、それからコスト対策。これをあわせて、資源管理・漁業経営安定対策と呼んでいるものでございます。これは昨年も引き続き実施しているものでございますが、昨今の漁業用燃油の高騰を受けまして、特別対策としまして、このコスト対策の部分で、原油価格が特別発動対策ラインを超えた場合に上昇分に係る補填について、国の負担を1対1から、3対1、4分の3に高めるということを、新たな措置として講じております。それから、13ページをごらんいただきますと、漁業コスト構造改革緊急対策の概要というものがございます。これも、原油価格の高どまりが続く中で、燃油消費量の削減による経営改善に意欲的に取り組む漁業者の方々のグループを対象として省燃油活動、それから、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入に対する支援を行うというものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思っております。浜の活力再生プランによる漁村再生プロジェクトというチャートがございますけれども、浜の各地域が主体的に定めた浜の活力再生プラン、これに基づいて漁村の活性化や力強い水産業を実現するための取組み等に対して、国として積極的に支援をしてまいるというものでございます。

簡単でございますが、私のほうから資料の説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料につきまして、ただいまから御審議をいただきたいと思っておりますけれども、時間の制約もございまして、2つに分けて進めていきたいと思っております。まず最初に、資料1の第1章、特集、養殖業の持続的発展、これで1つのまとまりになっているかと思うんですが、資料1-1、これにつきまして、御意見あるいは御質問、ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。時間配分といたしましては、今から40分ほどというふうに、3時過ぎぐらいまでというふうに考えておりますけれども、どなたからでもお願いいたします。いかがでしょうか。

これは前回も文章で出ていて、たくさん御意見いただきました。また、事務局からも、御意見を踏まえていろいろ修文をしていただいたという説明がございまして、それを踏まえて、今度はもう一回キャッチボールということになるかと思っております。もし皆さん、何か考えておられるところでしたら、私から2つちょっと申し上げたいことがあります。1つは、事前に配っていただいた資料と、今日、お配りいただいた資料で、少しページがずれているところがあります。1ページぐらいずれているところがありますが、もし、事前にお配りいただいた資料で何かチェックをしておられるのであれば、それでお話しください。

でも大体場所がわかるかなと思いますので、余り気にしないで御発言いただければというふうに思います。

私も、そういうことで1つ、この申し上げたい意見があるんですけども、それは、新たにお書き加えになった部分なんですね。養殖魚の、生産目標が書かれているページがあったと思うんですけども。

○資源管理部長 一番最後のところですか。

○山下部会長 そこですね。今日、お配りいただいた資料の55ページの25行目、コストのことだけではなくて、養殖生産物の過剰生産があるのもよくないと、そういうこともあって、こういう生産目標も定めているのだというような書き方に変えたというふうなお話があったんですけども、そうすると、この表I-4-1の、生産目標というのは、環境も考え経営も考えた最適値だというふうに言っていることになるんじゃないかと。そうすると、今後、生産を増やしていくというんですか、増やす余地が余らないように今度は見えてくるわけです。そうすると、何が今度は問題かと言いますと、それより数ページ前に輸出促進というのがありまして、48ページに養殖魚の輸出促進、それからまた、今、平成26年度の水産施策、ちょっと先走りますけれども、そこにも輸出促進を行うんだというふうに、全体として、これは養殖に限りませんけれども、書かれていると。そうすると、今、最適な規模というんですか、最適な生産の目標があると言いつつ、一方で、輸出を促進すると、差し引き国内供給が減ってしまうといいですか、輸出を促す伸び代がなくなってしまうような、そういう話になってしまわないかという、それが私のちょっと心配なところでございます。ややこしいことを言いまして、すみません。中継ぎみたいなものですので、これはこれとして、どなたでも、別のことで結構でございますので、資料1-1に基づきまして、何かありましたら御意見をお願いしたいと思います。

濱田委員、お願いします。

○濱田特別委員 2ページのところで、漁船漁業と養殖業のつながりを、前回絵に示していただきました。文章をちょっと読んだら、漁船漁業だけではなくて、漁船漁業をどこまで見るかが問題なんですけど、餌供給として、定置網もかなり大事な供給産業になっていきますので、付け加える必要があると思います。漁船漁業というふうに言っちゃうと、いわゆるまき網とか、そういうものだけのイメージになってしまいます。漁場調整も含めて、定置網は養殖業との関係もありますので、そこが1点目です。絵の中にも定置網があった方が良くと思います。定置網からは餌料用としてかつてマイワシとか、今はカタクチイワシとかが養殖業に供給されています。

それと、すみません、古いほうの資料を見えています。17ページです。大手水産会社の養殖への参入の絵を見ていたら、境港のギンザケ養殖が抜けていました。境港に1社入っていたはずですが、たしかニッスイさんの子会社かと思われまして。ギンザケ養殖は女川だけになっています。ニッスイは女川からは撤退していったけれども、ほかの会社はありますよね。

○安成特別委員 ほかがあります。

○濱田特別委員 ほかがありますから。だけど、移った先の境港でやっていますね。昨年確認とりました。そこが抜けているのが1つと。もう一つが50ページです。表I-3-4。ちょっと細かいところばかり今回チェックして申し訳ないのですが、ホタテガイが1から2年になっています。これは、青森では3年貝とかがあります。3年サイクルのホタテガイです。実際には2.5年というのが多いんですけども、3年目まで入っているのもありますので、養殖期間はやっぱりこれは「1～2年」より「1～3年」としたほうがいいんじゃないかということでもあります。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 具体的なページの指摘ではないのですが、恐らく4節あたりの経営の話に入っていくと思います。養殖技術のノウハウの扱いに関して、海外にさまざまにこの技術が流出しておりますけれども、安易にこの技術が流出すると結局、相手、ライバルをたくさんつくることになって、輸出政策に対しては逆の働きをするというようなこともあろうかと思うのです。そういう単純な話だけじゃなく、練り製品の例をお話すると、今、世界最大のカニカマ工場というのはリトアニアにあります。機械屋さんがカニカマの機械を売りまして、それが世界最大のカニカマ工場の発生になりました。それは全部ヨーロッパに輸出されています。そうしますと、原料の冷凍すり身がさまざまな国に使われるということで、国内のかまぼこ屋にとっては相当な脅威になっているんです。

この養殖に関しても本当にさまざまな技術開発がなされているわけで、この技術を安易に海外に教えてしまうとか、技術移転してしまうということがいいのか悪いのかという、そういう技術に関する扱いというものをもう少しきちっと水産庁としてもコントロール、課題にすべきなのかなというふうに思っております。

もう一つは、技術そのものを輸出することを考える必要があるか。物を輸出するのではなくて、ソフトを輸出することで特許権のようなソフトなもので外国からお金を得るという、そういう戦略もあるのかなと思います。とにかく技術に関することは、要するに技術をいかに国内にとどめるかという話だけじゃなく、その技術をどれだけ付加価値をつけて海外からお金を引っ張ってこられるかというあたりの戦略が重要だと、そんなような記述が加わったらいいなと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、馬場委員、寺島委員でお願いします。

○馬場委員 冒頭の部会長の御懸念の話ですけども、これは養殖魚需給検討会では、輸

出用の養殖魚は、建前上はですけれども、別枠にするということになっていきますので、部会長の懸念は当たらないと思います。ただ、具体的にどういうふう to それを担保するかは、まだ未定で、どうなるかわかりませんが。

あと、48ページでしたか、輸出促進で協議会の話が出ていて、その中に、ロゴマーク、私もこの委員会に関係していますので少し言いづらい話なんですけれども、これは農水省の補助で動いている委員会ですけれども、輸出促進のロゴマークをつくりました。その一方で、資料1-2の116ページに水産庁が、これは水産物全般の輸出促進のためのロゴマークをつくっていて、全海水では養殖魚の輸出促進のロゴマークとは言っていますけれども、私たちが議論に参加していて、これはノルウェーのNSCのNORGEマークを目指して我々委員会ではつくったもので、今は当面、養殖魚輸出促進ですけれども、本来はその水産庁のつくったロゴマークと一体となるというか、1つに本来はすべきものだったのものが、かたや農水省の補助で輸出促進のロゴマークができて、かたや水産庁で作成しというので、実は現場が困っています。国産養殖魚を輸出しようとしたときに、かたや全海水が農水省の補助でつくったロゴマークをつけて、さらにこの水産庁のマークの2つつけるのかと。あるいはそのどちらかをつけるか、このロゴマークの信頼性が失われ、せっかくジェネリック・マーケティングと言って、日本ブランドとして売っていかうとしているのに、こういう形が出てくると、非常に困ったことになるなということで、これは近い将来、問題になると思うんですけれども。

それでちょっと言いたいのは、もし116ページのほうに水産庁のマークが出るのであれば、48ページのほうにも養殖魚輸出のロゴマークを入れたほうがいいのではないかという提案です。もうできていて、多分こちらの養殖魚輸出のほうが早かったと思うんですけれども。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、寺島委員、お願いします。

○寺島委員 すみません、間違えました。私、質問したかったのは2章のほうでした。

○山下部会長 では、後ほど。ほかに。

安部委員、お願いします。

○安部特別委員 前回の委員会で幾つか指摘して、修正いただいて、随分よくなったと思うんですけれども、全体を見て、55ページで、山下先生の報告ともちょっと関係あるんですけれども、いわゆる過剰生産はやめましょうと、養殖生産に対しての構築が重要になっていますということで、農業と水産は違うと思うんですけれども、これは一種の生産調整、減反で、米のほうはもう減反はやめようということになって、それで水産養殖はその生産調整、減反に近いようなことを導入しようということが、1つの方針になっていますけれども、この点の水産庁内での議論はあったのか、なかったのかということ、もし差支えなければお聞かせしていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、お答えをお願いします。

○漁政部長 今日、最終案としてお諮りしているわけですが、またいろいろ細かい点も含めて、あるいは考え方に至る点も含めまして、いろんな御意見をいただきまして、ありがとうございます。最初、山下部会長から、それから馬場委員、今の安部委員から、いずれも計画生産をめぐる問題について、御質問なり、御意見をいただきました。この点につきましては、実は馬場委員に座長を務めていただき、また、長屋委員にもご参加いただき、昨年、この問題についての省内の検討会を半年余りやらせていただきましたし、また、与党でもいろんな御議論がありました。その中で、今、安部委員から御指摘があったような点も含めまして、いろんな角度から制度的、あるいは実態的な検討をしていただきました。その結果がここに記述されているということでございます。ちょっと今、時間の関係で、その議論の詳細を申し上げることはできませんが、部会長からございました、あるいは馬場委員からもございました、輸出を伸ばすという大きな政策の中でこの問題をどう位置づけるかというところも、大きな論点として随分御議論いただきました。基本的な考えとして、輸出を損なうようなことは好ましくないということでフレームをつくったところでございます。細かい点は後で担当課長からも御説明したいと思いますが、そういう形で、輸出を伸ばしながら、環境の面にも配慮しながら、あるいは国内の需給ギャップにも目を向けながら、それを両立するようなフレームをできるだけ配慮して構築してきたところでございます。

それから、濱田委員からは、何点か御指摘がございましたし、また、マークのお話も、馬場委員からございました。修正できるところは、早急に修正していきたいと思えます。

鈴木委員から、大変悩ましい御指摘をいただきました。別に養殖業、水産業に限らず、あらゆる製造業がそうでございますが、日本の企業が日本の技術を海外に投資していこうということ、何か政策的に、制度的にストップするというのは大変難しいことだと思います。企業活動が自由に行われている中で、それを何か強引に止めるというよりも、そういった動きが出てくる中で、どうやって日本でつくる養殖生産物に付加価値をつけていくかということ、これを促進するような施策を打っていく以外にはないんだと思います。一方で、ソフトの輸出のお話もございました、今後の大きな政策課題として受けとめさせていただいて、どういうことが政策的に可能か引き続き考えていきたいと思えます。

あと、必要ならば担当課長からも補足いたします。

○栽培養殖課長 計画生産の関係ですけれども、56ページにございますように、今年の2月ですけれども、ブリ、カンパチ及び、マダイについて、こういう生産量で供給していくことが、経営の面、それから価格の乱高下を防ぐという面でも、妥当だと思いますよという数字を提示させていただきました。この背景については、一度考え方を整理して都道府県と関係者にも周知をしたところですが、御存じのように、養殖魚の価格が生産の増減に伴って非常に乱高下するというところで、これが養殖の業者にとっても、それから消費者にとっても決していい状態ではない。一方で、ブリのように、非常に輸出の可能性があるにもかかわらず、輸出がなかなか、一部しかされないというものもあるという状況も

あるので、国内だけを考えるのではなくて、輸出を考えるとということで経営をしていっていただきたいというのが基本的な考え方です。それで、国内供給で1つのパイを奪い合うのではなくて、拡大する分は輸出でもって拡大してほしいということを周知をしてきております。

米の減反調整と連動させて考えられてしまうんですけども、国としてこういう考え方を示して、各養殖業者の方に、都道府県を通じてこれを周知してございまして、都道府県の皆さんには、これはあくまで各養殖業者の皆さんが自主的にやるかやらないかを定めることななんです。ただ、こういう考え方に沿わないというのは当然あるわけですけども、その場合も、今までのように、今たまたま価格がいいから具体的な売り先の当てもないのに生産量を増やすとか、そういう経営ではなくて、きちんと将来の売り先を決めて、より安心・安全というふうに考えてもらえる養殖生産物を安定的に供給できるようにするというのが、この趣旨なので、そういう計画的な生産をするように、この数量にとらわれない場合でも、そういう生産をするようにどうぞ指導をしていただくようお願いいたしますということを、都道府県にもお願いしているというところでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかは、事務局のほうから、よろしゅうございますか。

それでは、またこの資料1-1に戻りますが、養殖業の件について何か御意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

また後で思いつきまして、御質問いただく時間もあるかと思えます。

それでは、続きまして、残りの資料になりますが、御議論をいただきたいと思えます。具体的には、資料1-2「第Ⅱ章 平成24年度以降の我が国水産の動向」、それから資料2「平成25年度水産施策（案）」及び資料3「平成26年度水産施策（案）」という、この残りの3つでございます。どれからでも結構でございますので、お願いいたします。

寺島委員。

○寺島委員 すみません、前回お休みしました。年明けてから、3.11関係の仕事で忙殺されて出席できませんで、前回の白書のほうの議論は参加できませんでした。すみません。ちょっと遅れての質問になります。まず、139ページの、この間の捕鯨のニュースの話ですが、1つここで、24行目に、判決に従い、今後のJARPAⅡを中止することとしましたと。新聞とかで報道されていたのは、今年の今回の調査捕鯨は中止するとあったのですが、今後、でいいんですね、これは。

それと、もう一つは、やはり、そのときの報道で、主に社会面のほうにこれはたくさん出ていたんですが、例えば、太地だとか鮎川だとか網走だとか、そういう沿岸の町だとか、その捕鯨者だとかの話で、こちらにも影響があるんじゃないかというふうな、不安の声が随分出ていまして、今回は南氷洋捕鯨についてのもので、例えば沿岸捕鯨というのは、これはもう我が国固有の海での文化であり捕鯨でありというふうなことなので、こちらは継続してやるというふうなことがあるのであれば、ここにやっぱり最後の1行、明記して

おくべきではないかというふうな気がしました。

それから、151ページですが、ここの図にある4の養殖のところですね。これはワカメが岩手と宮城が出ている。ワカメでもいいんですが、ワカメというのは、要するにとっても初心者でも栽培しやすく、震災が起きた後、当面の、とにかく収入を確保するために、それまでやったことのない漁業者もみんなワカメをやって、ぐんと生産が伸びたんですよ。だからこれは、必ずしもワカメが伸びたというのは、復旧とか復興の状況を映す実態というものでもないのではないのかと。むしろ、一番深刻だと思われるのはカキですね。例えば宮城県の場合でいいますと、就業者、それから生産量、それから加工場の数、これもほとんどカゲンは半減で、女川町あたりでは生産者の数が4分の1になったとかいうあれがあって、そのあたりがカキのとかというのがこういう復旧状況とか、つまり進んだものもいいのかもかもしれませんが、遅れているというふうな実態を示すには、事例としてはそちらのほうが適切ではないのかというふうな気がします。

それから、もう一点ですね。これの右側ですが、主な水産物の水揚げというふうにして、要するにトータルで評価されています。水揚げ量で70%、水揚げ金額81%と。それから、ただしと、その理由が水産加工施設の復旧が遅れている地域等ではと1つありますけれども、現に、先ほど申しあげました3.11関係の取材で浜を歩いたところの話では、ワカメも含めて、風評による価格低迷というのが非常に大きいと。例えば、宮城県のワカメについては、現に先月ですか、東電が県漁協に対して、そういう風評被害の説明会をやって、あれは漁協の納めている分では6割だか7割だかまで認めるというふうなことで、風評等での認定をしていますので、やはりここはそういう現実に即して風評による金額の低迷と売り上げの低迷とかということも事実としてやっぱり記しておくべきだろうと、こういうふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 まず、99から100ページにかけて、前回だったと思いますけれども、A I Sのコラムをつくっていただきたいということでお願いをしましたところ、内容的には非常に素晴らしいものでできていると思います。さらには、その後ろのほうに、海難遺児の記載もあって、かなりインパクトがあるなということで、まずここは感謝をしておきたいと思います。

それから139ページの、今クジラの問題が出ましたけれども、まず23行目くらいに「我が国は」から始まって、いわゆる国際秩序、法の支配、これを重視する国だということで、この記載は全く必要ないのではないかと考えています。といいますのは、今回のI C Jの判決は自動的に日本国が受け入れるということを宣言していますので、これを書く必要はないと考えております。それから、この記載の中で、いわゆるJ A R P A IIが中止をされたということであって、商業捕鯨が否定されたわけでもありませんし、それから調査捕鯨が否定をされたわけでもございません。その辺の記述を書きいただければと思います。

なお、この後段のほうに、将来この8条の1に基づいて新たな調査捕鯨を再開するときは、現在のこの判決に基づいて判決の内容を十分精査をするというんですか、守るというのか、そういう形の中で計画を練りなさいと、こういうふうな書き出しがあったという記憶をしていますので、その辺ちょっと検討していただいて、この中に書いていただければと思います。

それから、もう一点は資料3のほうなんですけど、これの9ページの(2)のイの鯨類のところ、上から2行目、科学的知見を収集するための北西太平洋及び南極海における鯨類捕獲拠点については、今言いました国際司法裁判所の判決の内容を精査した上で検討していくと、こうなっているんですが、今回、国際司法裁判所の判決というのは、私は南極海だけと思っているんですが、この北西太平洋というのが入るのかどうかですね。もし入らないのであれば、ここは当然削るべきだというように思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま、捕鯨の関係について、お二方、御意見ありましたけれども、同様のテーマでほかの方、おられませんか。おられなかったら、一度事務局のほうからお答えいただければというふうに思っております。

○漁政部長 御意見ありがとうございました。

今お二人から御意見、頂戴した中で、まず資料1-2の139ページの先般のICJの判決をめぐる御意見をいただきました。ここの御指摘の、まず139ページの24行目のところにつきましては、まさに今回の判決の中で、現在オンゴーイングで行われております、いわゆるJARPA IIの計画そのものの許可が否定され、これは取り消すべきだということが明確に判決でいわれておりますので、今後のというのは、今オンゴーイングのJARPA IIという意味でございますけれども、その許可は取り消さざるを得ないというのは、これは明確な話でございます。その上で、このJARPA IIの先の、次といいますか、その後の取り扱いをどうするかということにつきましては、29行目でございますように、今後の鯨類資源の調査についてはまさに判決の内容を精査した上で検討していくと、そういうことでございます。まだ判決が出て1週間でございますので、いろんなところで議論を進め、あるいは精査をしているところでございますので、正直この白書のタイミング、今日お諮りするタイミング、あるいは、恐らく閣議決定されるタイミングの段階で、明確にその次のステップの方向がクリアになりませんので、今年の白書においては、こういう29行目のような書き方をさせていただければということで本日お示ししているところでございます。なお、高橋委員から、書き振りについてのお話ございましたので、ここについては部会長とも相談の上、調整させていただきたいと思っておりますけれども、23行目のフレーズにつきましては、判決が出て以降、官房長官あるいは農林水産大臣等から申し上げていることでございまして、当たり前のことではございますが、当然のことを書いているということで書かせていただいております。

それから、関連しまして、資料3の9ページのお話もございましたが、今回の判決そのものはJARPAⅡの南極海の問題でございますが、判決文を現在精査しておりますので、明確な確定的なことは申し上げられませんが、大部の判決でございます。いろんな、今、分析・精査を行っておりますので、そういう意味で、全体として今後の取り扱いを判決の内容を精査した上で検討ということでございますので、9ページのような表現をさせていただいたところでございます。

それから、寺島委員から、沿岸についての不安の声があるというお話がございました。沿岸で行われている捕鯨につきましては、大きく言って2つございまして、1つはIWCの条文に基づく調査捕鯨として行われている部分と、それからIWCの管轄外のクジラを捕っているという部分がございます。後者については、もともとIWCとは関係ございませんので、これは全くこの判決にも影響されませんし、従来と同じ取り扱いということに、当然なろうかと思いますが、IWCの管轄の中で行われております調査捕鯨につきましては、今申し上げたような中で、判決を精査した上で今後検討していく必要があると、そういうことだと思います。

もう一つ、復興の関係で御指摘がございます151ページの点につきましては、確かにワカメの問題とカキの問題の状況が違うということはあるかと思いますが、その点につきましては、ちょっと細かいですが、151ページの4の養殖の備考欄におきまして、御指摘がございましたカキについては施設自体、ハードとしては8割復旧している中で、やはり二、三年、種付け以降かかるということで、依然、状況を見れば低位にとどまっているという記述をさせていただきました。ここのところにつきましては、やはりタイムラグの問題もあって、なかなかこの棒グラフとしてあらわしにくいものですから、左のところではワカメを書かせていただき、備考でカキを書かせていただいたところでございます。また、風評等につきましても、私どもなりに、例えば、もうちょっと後ろのほうで記述をしているところがございます。放射能関係の部分で記述をしているところがございますが、もし具体的に、ここにこういうふうにとりようなお話があれば、またちょっと後で調整させていただければと思います。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

高橋委員は、今の関連でございませうか。では、高橋委員、お願いします。その後、関委員で、濱田委員お願いします。で、武田委員。

○高橋特別委員 すみません、先ほど言った資料3の9ページの、この北西太平洋、この部分については、削除するのか、それともこのまま記載して残っていくのか、その辺ははっきり教えていただきたいと思います。

○山下部会長 お願いします。

○漁政部長 今申し上げましたように、この部分を含めて全体として判決の内容を精査し

た上で検討ということで書かせていただきましたので、よろしければ、この記述でよろしいんじゃないかとは思っております。

○高橋特別委員 JARPAⅡは当然、139ページに記載のとおりなんですけれども、JARPAⅡについては、司法裁判所の中で、わかる範囲で結構ですので、どのような判決の文の触りが出ているのか、ちょっと教えてください。

○漁政部長 今、手元に正確な判決文は持っておりませんが、私の記憶しているところによりますと、今後いかなるIWCに基づく行政上の許可を検討する場合にも、本判決の内容が考慮されることが期待されるというような趣旨の判決文だったと記憶しております。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

それでは、関委員、お願いします。

○関特別委員 全然クジラから離れますけれども、資料1-2の、96ページのところで、水産業を支える女性の力ということで、記述があるんですけども、ちょっと気になったのがその31行目のところで、浜の女性の活動組織として多くの漁協には女性組合員や組合員の家族である女性云々という記述があるんですけども、女性組合員というのは、正組合員にしても女性理事にしても、多くの漁協で、例えば農協さんなんかに比べても非常に女性の割合が低いということが問題になっていると思うので、何かこういうふうに書かれてしまうと、漁業ではそういう問題がないのかというような感じがするので、ちょっと違うかなという感じがいたしました。女性部についてはそのとおりでいいと思うんですけども、この女性組合員というのがちょっと引っかかっております。今、多分、問題視されている部分ではないかと思うので、ちょっと引っかかりました。

それから、全然まだこういうところに書けるだけの流れにはもちろんなっていないんですけども、その上のほうで、要するに海上作業に出ている人の人数とか書かれていますけれども、やっぱりその中には、夫婦船みたいなものだけじゃなくて、女性本人が正組合員になって、自分が自分の漁船を持って、オーナーとして漁業をしているなんていう例も、鎌倉か逗子あたりにも誕生しているということがあるので、そういうのは、まだ先の話かもしれないけれども、こういうところに入るくらい、そういう流れが出てきたらいいなというのは、感想なんですけれども、ちょっと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、濱田委員。

○濱田特別委員 資料2の1-2の、今日いただいたほうの64ページから大体66ページあたりに関するところですが、我が国の資源管理に関連する施策を書きいただいているんですが、努力量管理というのがあったような気がしたんですけども、TAEといわれていた施策は、書かれていなかったのか、なくなったのかと捉えてよいのでしょうか。資源管理指針のほうに吸収されてしまったのかというふうに見て思っちゃったんですが、その辺はどうなのか。わざわざ漁業権漁業とか、届出漁業とか、指定漁業とか、認

可のほうまで書いて、それでTAC制度やIQ制度まで書いて、TAEがないのは、もうなくなると理解して良いのでしょうか。もしかしたら、書く必要がなくなったぐらい余り役に立ってないのかとかでしょうか。教えていただければと思います。それが1つ目です。

2つ目は、今度資料の83ページ。

○山下部会長 資料2か3。

○濱田特別委員 資料1-2のままです、83ページ。今日いただいたほうの83ページです。沿岸漁船漁家の漁業経営の状況が書かれています。文章で気になったのが、漁労外事業所得は平成20年（2008年）に8万円でしたが、それ以降一貫して増加しており、6次産業化などによる経営の多角化が進展しているものと考えられますというところです。この漁労外事業所得がここ数年で上がっているというのは、この数値のとおりでございます。ただ、それが6次産業化などというふうに書いているんですけども、やや抵抗感といいますか、違和感もちます。まず、6次産業化の、どこまでを6次産業と見るのかということもございまして、例えば、自分でとった魚を自分で売るというのは、漁労事業のほうの販売額に入り、漁労外事業に入りません。自分でとったものは自分でどう売ろうが、市場に出荷しようが、それは魚の販売額になります。そういう意味では、自分のとったものは自分で加工した後に売ったとしても、あくまでこれは漁労事業所得の漁労収入に入ります。

そこで出てくる漁労外事業所得というのは、恐らく一般的には遊漁、あるいは民宿、あるいはかつてあったホエールウオッチングとか、そういう、船や家を使ったレジャー経営です。そういうようなところが漁労外事業所得だったような気がします。漁労外事業の多くは、全国的な傾向で見ていると、かなり衰退していったと思われまして。遊漁船業もかなりずっと低迷しておりますし、漁家民宿もかなり減ってきている中で、そこを6次産業というのかどうかかわからないんですけども、今は増えている傾向ではないと思います。そんなに。ただ、8万円から30万円という金額なので、ここは実際に調査された個票で判断せざるを得ないんですけども、いずれにしても、6次産業化などによる経営の多角化というふうに言っちゃいますと、やや意図的に6次産業を推進している側の話になりかねないので、そこは気をつけたほうがいいんじゃないかなと思います。

本当は、漁家経営を見る上で大事なのはまず漁労所得と漁労外所得、その中には漁労外事業だけでなく漁労外所得もあります。いわゆる給与所得ですよね。漁家経営者の家族の中の給与所得が今、通常半分ぐらいで漁家経営、漁家所得を支えてきたという状況だったんですけども、この統計が平成18年以降とられなくなって、今は分からなくなっています。このままでは漁家の所得が200万円ぐらいしかないのかという話になっています。兼業漁家でいくと、家族の給与所得で200万円ぐらいあって、大体、通常サラリーマン世帯と同じぐらいになっていたという傾向が平成18年ごろは出ていたはずですが。それが今、統計で見えなくなって、事業所得のところだけで判断すると、漁家の所得が非常に低いじゃないかというふうになっちゃいます。ですので、漁労外所得、給与所得とか、そういうものがここに統計としてもうなくなって、見えなくなっているということを明示しないと、この

ままでいくと、漁家がこんな低い所得でというふうに、また漁業はひどいと、何をやっているんだ水産庁というような話になるのではないのでしょうか。水産庁の肩を持つわけじゃないんですけれども、そういう評価になりかねないので、この統計の見方というのは気をつけたほうが良いということなんです。出し方ですね。だから、去年まではちゃんとそこをカバーしていたような気がしていたんですが、今年はそのことを書かないで、6次産業化の多角化が進んでいるという、積極的な評価になると違和感をもたざるをえないのです。漁労外事業のこのわずかな伸びで、そういうことを書いて良いものなのか。ここはやっぱり気をつけたほうがよいかと思います。

それと、すみません、もう一点だけあります。次が、これは前回も指摘させていただいたところで、今度は102ページです。水産物の一般的な流通経路ということで、上の生鮮・冷蔵・冷凍品のところは、産地卸売市場で産地出荷業者または産地仲買業者というふうにしちゃっているんですけれども、基本的に産地は仲買業者の中に出荷業者と加工業者と買参人みたいなものがあるという認識しております。出荷業者または仲買業者という書き方は、前はそう書いていなかったんですけれども、ちょっとこれはおかしいんじゃないかというのが1つ目です。また下の加工品のところで、まず、私の認識では、例えば加工業者も仲買業者としてみてます。具体的に言うと、イクラなんていうのはサケからとるわけなんですけれども、実際に産地市場で買参権を持っている加工業者がサケを買ってきて、工場に持って行って、腹を裂いて、それをイクラの加工商品にして最終パッキングまでしたとしても、今度、消費地の卸市場に荷受けに卸して販売するケースもあります。こういう流通ルート、市場ルートに乗って小売業界に販売されるものもあれば、直接小売業界に販売するというケースもありますけれども、この図はやや違和感をもちます。加工業者が確かに買参権を持たないで出荷業者から買って加工される方もおられますけれども、仲買業者として自分で仕入れて、今みたいなサケ、イクラのケースのようなものが結構あります。またこの図では、この出荷先が、産地卸売市場の中で、いきなり仲卸のほうに行っちゃっているんで、これもまたレアだと思います。そういうケースも市場法が改正されてから、ないわけじゃないんですけれども、一応、基本は消費市場の卸に、加工品とはいえ卸に一回行っているような認識でございます。じゃ、それをどこまで私がきっちり押さえているかといわれれば自信はないんですけれども、一応、消費市場の荷受け、卸を通して行っているんじゃないかと。いきなり仲卸業者に行くというケースは、メジャーなのかなというふうな感じがしております。このことを、ここで話し出したら切りがないので、この辺でやめておきますけれども、この書き方は若干違和感といいますか、もしかしたらレアケースが描かれているのかなというふうな思いでございます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、武田委員、お待たせしました。

○武田委員 157ページ、1-2の、コラムの放射性物質の基準値ですが、放射性セシウム

の基準値の設定の説明が、足りないように感じます。先ほど、風評被害の話も出ておりましたけれども、わが国では放射性セシウムの基準値は、一般食品が1キロあたり100ベクレルになっていますが、これについて「コーデックス委員会の年間1ミリシーベルトを超えない」「年間線量の上限値を十分下回る水準として設定されました」という書き方であって、漠然としていてわかりづらいです。「十分」下回るとか「安全」とかという言葉は、一般消費者が個人で判断することで、ゼロじゃなければ十分下回っていない、安全ではない、と考える人には意味がないわけです。消費者に安全かどうかを判断していただくためには、客観的な比較のできる例が必要だと思います。

私はこの秋に、食育セミナーで10回以上あちこちで講演をして、放射性物質についても風評を防ぐために話をしてきましたが、皆さんに、「ベクレルとかシーベルトという意味がわからない」とよくいっていらっしゃいました。このコラムには食品からの被ばくが「年間の1ミリシーベルトを超えないことで100ベクレルにした」と書いてあるだけでシーベルトとベクレルの関係の説明がありません。同じ数字のベクレルでも、浴びたのか、食べたのかでダメージがちがうので、シーベルトという等価線量がでてくるわけです。例えば、今の日本の基準で最大の100ベクレルの魚なりを最大基準の100ベクレルの食品100グラム食べたら何ミリシーベルトになるとかは、書いてありませんが、私の計算では、100ベクレルの食品100グラムで、0.00013ミリシーベルトです。病院のレントゲン検診は、だいたい0.5ミリシーベルトくらい、3,846倍です。CT検査でしたら放射線が割と少ない胸部のCTでも6.9ミリシーベルトで、5万倍です。つまり100グラムの最大基準値の魚なりを10年間食べ続けると、レントゲン検診を1回多く受けた程度の被ばくが増える、そういうたとえをだすと「そういう数字なら、100ベクレルの食品は気になりません」とおっしゃる方もでてきます。国際保健委員会、コーデックス委員会の食品からの被ばく限度量の基準は「年間1ミリシーベルトまで」ですが、米国では「年間5ミリシーベルトまで」です。我が国は、コーデックス委員会の基準にあわせた、といっても、コーデックス委員会のセシウムの基準値は1キロあたり1000ベクレルですが、日本は100ベクレルです。コーデックス委員会も日本も年間1ミリシーベルトと設定しているのに、食品の基準が日本では100ベクレルでコーデックスは1,000ベクレルなのか。これは、コーデックスでは出回っている食品の10%が汚染されているだろうと仮定して墮した数値で、日本は国内の一般食品の50%が汚染されていて牛乳は100%汚染されているという仮定にして決めたためです。日本は、実際にそういう状況でしょうか。そういうことは書いていないです。

私は2点お願いしたいのですが、まずベクレルとシーベルトについて、「十分安全」という言葉よりも、実感できる説明のついた数字を示してほしいと思います。2番目には、コーデックス委員会や諸外国との基準も一緒に示してほしいです。日本が、一般食品100ベクレルと決めた当時、ちょっと最近のを調べていないのですが、設定時は、コーデックスでは1,000、EUでは1,250、米国では1,200ベクレルだったと思います。「100ベクレルの食品は怖い、ゼロでなければだめ」といっているのであれば、基準がずっと甘い海外で

は、食事ができなくなってしまう。そのへんが実感できるように示していただくと、自分の概念で判断して、風評も飛ぶのではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

一度、事務局のほうから、今までの話で。

○漁政部長 今、3人の委員の方から御意見いただきました。それぞれ、なるほどと思う御意見いただきましたので、もしよろしければ後で具体的な修文案としておっしゃっていただけると一番ありがたいわけでございますけれども、直せるところは直ちに、御趣旨を踏まえまして早急に直していきたいと思えます。

最初にいただきました漁協の組合員に関する御意見につきまして、もっともだと思えます。JAに比べまして、いろんな要因があって女性の進出が遅れているのは事実だと思えます。そういったことも踏まえまして、再度記述について御指導いただければと思えます。

濱田委員から3点いただきまして、TAEのことについては後で担当部長から御説明いたします。漁労外事業収入につきまして、全く私どもが普段感じていることをおっしゃっていただきました。83ページの資料で、本当に統計が突然といいますか、私どもの行政の中で、組織的な要因で漁家収入というものがなくなってしまうと、以前、おっしゃるように、私も記憶しているところによると五百数十万円の全体としての漁家所得があるという統計があったんですが、それがなくなってしまうと、今、事業所得として二百数十万円ということでございます。それを誤解を招かないようにしたほうがいいというのは、全くおっしゃるとおりだと思えます。どういった書き方ができるか工夫したいと思えます。漁労外事業所得につきましては、この表の注の2に、細かい字でございますけれども、水産加工、遊漁、農業、さらには生産手段の賃貸料というような注をしております、それなりに誤解を招かないように工夫しているつもりでございますが、御指摘の、本文で6次産業等と言っているのかどうかというのはちょっと、個票をたどってもなかなか即断できないので、この表現がいいかどうかは、また御相談したいと思えます。102ページの流通経路についても、もっともな御指摘でございます。恐らく102ページの矢印の位置が悪い面もあって、仲卸業者に直接行くように見えているところがありますので、表の作図の点も含めまして、どういったことが可能なのか御相談していきたいと思えます。

武田委員のお話も、もっともでございます。私どもなりに従来からの御意見を踏まえて書いたつもりでございますが、不十分な点があるということで、また書き振りについて御相談させていただければと思えます。

資源管理の点について、枝元部長から御説明申し上げます。

○資源管理部長 漁獲努力量の関係でございますけれども、65ページの例えば指定漁業のところの12行目、13行目等の漁船の規模ですとか総トン数、許可隻数ですとか、あと、例えば後ろのほうで出ています休漁ですとか、そういうのを総称して漁獲努力量の制限というふうに言っております。それで、ここにその言葉自体が出てこないといいますか、段落

として出ておりませんが、ここに書いているのは、例えば漁業権ですとかTACですとか、あと、資源管理指針、管理計画という、いわゆる漁獲努力量については漁獲努力量管理制度という、先ほど申し上げたトン数制限ですとか、そういうものを総称する概念なんで、ちょっとここに、そういう姿で出ていないんだというふうに思います。ただ、私どもがやっている漁業管理の手法の多くは、先生御指摘のとおりTAEになるので、TAEという言葉がどこかに出てくるように工夫できないか、ちょっとそこは考えてみたいというふうに思います。

○山下部会長 よろしいですか。ありがとうございます。では、ほかに。

津森委員、お願いします。それから安成委員、鈴木委員、そして山根委員。

○津森委員 津森でございます。失礼いたします。

96ページに漁業学校のコラムがあるんですけども、こちらのほうに、「より漁業に特化したカリキュラムを組み」というふうに書いてあるんですが、これの管轄というのは水産庁になるんでしょうかというのが1つ、質問で、漁業者の方々というのはやはり、ここから育てた場合に一経営者となって、売り上げを上げて、それがまた漁協さんの抱える組合員になったりというふうにしていくと思うんですけども、なかなか今、漁業さえできれば生計を立てていけるというような、そういう時代が終わってしましまして、一人の経営者として、きちっと売り上げを立てて、生計を立てていける、そういう漁業者を育てていく必要がある。次にこの漁業協同組合の組織、102ページになりますけれども、経営状況も、漁協さんのほうも大変悪化しているような形で見えるんですけども、やはりその漁業者、組合員の方々の生計を立てるために漁協さんはかなり頑張っておられるように、さまざまな漁協さんのほうをお邪魔いたしましたら、お話のほうは伺っております。その漁業者の方たちが、一人一人が本当に経営者として、きちっとした底上げができるようになれば、漁協さんとしても、もう少し頑張る方に手が打てるのではないかという、現場の話を伺いましたので、お話しさせていただきました。

もう一つは、次の施策で消費者に対しての水産物の広報の部分があったんですけども、私ども企業として独自に主婦の方々にアンケートをとらせていただいたときに、浜、近海でとった生の水産物というものを冷凍保存するという、そういう感覚が都会の主婦には全くありません。休日にお肉が大変安くなっていけば、お肉を買ってきて冷凍して、また週の中ほどに解凍して使っていくということがあるんですけども、水産物に関して冷凍するという感覚が全くない。これから26年度には広報に重きを置くという資料を見せていただきましたので、魚が旬の時期、安くておいしい時期には冷凍保存し、解凍してもおいしさをそのまま残して食べることができる。そのような方法を広報として行っていくことも手段のひとつとしてあるのかと思います。ご提案として述べさせていただきました。

失礼いたしました。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、安成委員、お願いします。

○安成特別委員 資源管理に関してですが、日本の資源管理を記述した後で、海洋法に関する70ページ（新しい方）の記述がありますが、国際的にみると資源管理についての考え方というのは、各国によって非常に違っているようです。3月初めに国際シンポジウムがありました。全漁連と東大と水産学会が共催し、水産庁も後援したシンポジウムでしたが、そこで、しみじみ納得したんですけれども、資源管理の目標は、何を目標にするのかということによって大分手法が違ってきて、入り口管理であったり、地域の共同管理であったり、あるいは出口管理であったりとか、さまざまな方式がある。中で印象的だったのは、世界的に見ると、食料としての水産物をどうやって供給を維持していくかという目的が一番大きい。ただし、特に欧米の関心は、資源管理の目的をかなり混獲の排除に置いているというのを聞いて、愕然としました。200海里導入後の昔のことになりますが、日本漁船が北洋サケ・マス漁業から締め出されましたが、その直接の理由というのが、オットセイだったかの海産ほ乳類（マリンマンマル）の混獲枠を米国からもらえなかったために、結局日本漁船の操業が出来なくなった、という事例がありました。シンポでは、その時の現実の米国漁業の関心はサケマス漁の自国産業化であり、実際、日本を締め出した後にベニサケバブルが到来したと指摘していましたが、環境NGOもからんでの、混獲に対する欧米の執着には、いくら注意しても足りないと思ったわけです。今もマグロの資源管理の中では、サメの混獲問題が大きな問題となっています。海鳥とかウミガメとかとりわけマリンマンマルの混獲禁止は、日本やアジア文化圏ではよく分らない価値観ですが、欧米では、すぐに「サメを守るためにカツオやマグロは獲ってはいけない」などという話になってくる。クジラの話にも通じるんですが、海産ほ乳類を大事にする余り、他の国の現状に即したほかの価値を省みない視点がある。その点、この間の国際シンポジウムは米ワシントン大のヒルボーン先生がメーンゲストで、漁業と資源管理について各国の価値観を公正に比較しそれぞれを尊重しなければならないとする、非常に意義あるものでした。水産庁で開催している資源管理のあり方検討会にもつながってくると思いますので、このシンポの分析を多少なりともここの70ページのあたりに反映させれば、次の施策にも役に立つのではないのでしょうか。それが今回うまく反映できるかはわかりませんが、重要な視点だと思いますので、ぜひ書きとめておいていただければありがたいのです。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 盛り込んでいただきたいこと、2点ほど申し上げたいと思います。まずは、環境に関することですが、73ページあたりに、藻場の喪失のお話がありますが、今、日本の近海で起きているのは藻場だけではなくて、海浜の後退が相当ありますね。それから、汽水域の減少、これは森林が荒廃して、治水とかダムとか取水堰とか、こういうものが災いをして、川から海への砂の供給が非常に減っております。それから、真水の供給も減っております。それによって、相当沿岸の海が変質をしてきているということがあろうかと思っておりますので、その点をぜひ盛り込んでいただきたいなと思います。

それから、2点目は、全く話が変わりますけれども、127ページあたりに魚が健康によいという記述がございますけれども、魚の栄養のすばらしさというものが、どうしても、この10年、20年の間にEPAとDHAとカルシウムばかりになってしましまして、本質的に魚のたんぱく質がどれほどいいのかということがどうしても2番になってしまっていると。ここでまた畜肉が一層安くなっていくわけですので、動物性たんぱくとしての競い合いになるわけで、その場合に、魚肉のたんぱく質が畜肉よりいかに優位性があるのかということをもっと本気で戦っていかないと、畜肉に負けるのではないかなと思います。たんぱく質に関しましては基礎栄養という扱いで一蹴されてしまうんですけれども、もっとこれを突っ込んで、例えば消化吸収されたときのペプチドだとかアミノ酸だとか、そういうものの機能性が畜肉に比べて魚肉のそういうものがいかに優れているかということ、本当に実証して、世の中に宣伝をしていくということが大事だと思うので、ぜひそういう視点を盛り込んでいただきたいなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、山根委員、お願いします。

○山根委員 2点あります。まず、120ページ、学校給食等での食育の重要性のところ、これはそのとおりだと思うのですが、魚を知って、もっと食べて好きになってほしいと思いますが、17行目のあたり、給食で水産物のおいしさを伝えるとともに、骨のある魚の食べ方の適切な指導も同時に行うことが最優先の課題というふうにあるんですが、給食で水産物のおいしさを伝えるのはいいんですが、教師による魚の食べ方の指導も最優先の課題というのはちょっと違和感がありまして、学校現場もなかなか忙しいということもありますし、教師による指導が最優先と書くのはちょっと違うかなと。そういった指導が行えることが望ましいぐらいではないかというふうに思いました。

それと、先ほど157ページ、国の基準値の考え方のところで御意見がありまして、私もよりわかりやすい説明ということで変えるのはよいかとは思いますが、その一方で、数字の書き振り等をどんなに変えても、不安に思う人は不安に思うというふうに思っています。本当に生産者の方々は御苦労が絶えないと思いますし、私たち消費者団体も復興支援ということで福島産直市とか行って支援しているつもりですけれども、100人にお話をして、100人安全を納得してということでは、なかなかありません。個人的には、小さなお子さんを抱えているお母さんに無理に進めるということは、選択の権利ということからもどうかなというふうに思うときもございます。そういうことも考えますので、ただ数字の書き振り等々で全て解決するということではないというふうに思っています。ということです。

○山下部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。それから、まだ発言されていない方が若干いらっしゃる。じゃ、高橋委員の後、渡邊委員、それで木場委員、ちょっと待ってください。

どうぞ。

○高橋特別委員 それでは、簡単にですけれども、83ページと84ページで、83ページ一番下に雇用賃金が前年比7%増ということと、84ページの上から2行目、雇用賃金が漁労支出の31%を占めということで記載をされております。表Ⅱ-3-2の漁労支出の真ん中へんぐらいに、「うち雇用労賃（労務費）」、こういう記載になっています。ここで記載をしているのは、労務費の中の雇用賃金なのか、それとも労務費の総体なのかよくわからないところがあります。私の解釈でいくと、31%のいわゆる雇用労賃、労働賃金というのはその漁業費によっても違いますけれども、全てがこのような高率ということにはなっておりませんので、多分、全体の平均であろうかと思えますけれども、括弧書きで入れるか何かで修正していただければというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊特別委員 71ページの我が国の漁場環境をめぐる動きの部分でございます。3点ほどございます。1点目は、最初の書き出しの部分なんですけれども、最初の1段落目で、大雨や集中豪雨の頻度が増えるおそれも指摘されていますとございますけれども、最近の議論の中では、気候に関しまして、温暖化が進むにつれて、この変動の振れ幅が大きくなるといったことも指摘がございまして、気象のほうでいうと極端現象というふうな言葉で呼ばれております。そういったものが、最近ですと、ここ数年の暑い夏、それから、逆に冬は平年よりもかなり寒いという状態が続くと。そういった異常気象が継続しあるというところで、そういったことの影響という意味合いで、この辺の書き振り、ですから、この書き方ですと、今世紀末にそのような極端な現象が増えることが想定されるという書き振りですけれども、現実にはそういったことを想定させるような状況も生じているということ、うまく書き込んでいただければというのが1つでございます。

2点目は、単純なことですけれども、この図Ⅱ-2-1の説明のところに海の表面温度というふうを書いてございますけれども、本文のほうですと海面水温という言葉を使っていますので、これは統一されたほうがいいんじゃないかということでございます。

3点目ですけれども、やはりこの図ですけれども、昨年8月12日というのがちょうど高知で40℃を超えるような日が続いた時期ですが、それで、その時期に非常に海面水温が高かったということでこの絵が出ていると思うんですけれども、それと比較するところで、10年前の同じ日の海面水温を持ってきているんですが、この本文の中でいうと、平年よりもかなり高い水温であったということを恐らく示すためにこれを使うんですけれども、この日を10年前の同じ日のものを持ってきたときに、この同じ日のものが平年と同じぐらいのものであったかどうかというところの確認、確認できればそれでいいんですけれども、ちょっとその辺を確認していただいて、もうちょっと適切な表現法があれば検討いただきたいということでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、こちらのほうで手を挙げていただいていたので、まず木場委員のほうか

らお願いして、その後、長屋委員、そして寺島委員というふうをお願いしたいと思います。
○木場委員 どうもありがとうございます。資料の99ページの漁業の安全対策についてでございますが、まず中央の表につきまして、前回発言したときに、こういった転落したときのライフジャケット着用、非着用の生存率についての掲載をお願いしたのですが、掲載していただきましてありがとうございます。非常にわかりやすく、着用した場合には生存率が1.5倍程度、また、死亡・行方不明につきましては着用すれば半減できるというような、非常にわかりやすい表をありがとうございます。

ただ、1つ、もしわかればなんですが、現状、着用が面倒とか格好悪いとか、暑いのでライフジャケットを着用しない人がまだ依然として多いという表現になっておりますが、この多いというのが一体半分以上つけないのか、あるいは本当にあとちょっとなのか、そのあたりが、ちょっと多いだけだとわからないので、様々な形で講習等々と力を注いでいると伺っておりますので、何割ぐらいはつけているけれども、あと何割みたいなことがわかれば、毎年その着用率向上なども明記できると思いますので、お教えいただければと思います。

もう一点、すみません。水産施策でもよろしいですか。資料3になりますが、16ページの人材育成のところ、先ほども女性役員の件が出ていたのですが、特に女性の人材育成のところ、何か所か、例えば(2)の③の、最後の文章のところ、漁村の女性の資質向上や取り組みを支援、あるいは(3)にも同じような表現がたしか、②の中央に漁村女性の資質向上のための研修を実施とありますが、これは私、余り詳しくないせいもありますが、漁村の女性の資質の向上というのは、どういった具体的な技能を、これから研修によって、どのように向上させようとしているのかというところがちょっとイメージがわかりませんので、どういうところに焦点を当てているのかということも、できましたら、少しご説明頂きたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 64ページから我が国の資源管理の実施状況等について、わかりやすく取りまとめたいただいでいて、感謝を申し上げます。68ページのほうにはI Q方式につきまして、これは国が関与しているI Q方式についての概要を示していただいているんですが、現在、資源管理のあり方検討会でも、このI Q等についての議論も行われています。この中で国が関与しているI Qの方式以外に自主的に個別の割り当て等を実施している事例が紹介されています。67ページの中身に入っているんだと思いますけれども、あり方検討会で出された資料の中では、国が関与しているもの、それから自主的にそういうものも行われているI Qの方式のもの。私どもは、できればこれに加えて、自主的な管理の中でも、個別割り当てに近いような効果をあらわしている方法もあるので、そういうことを、あり方検討会の資料も参考にさせていただきながら、少し追加をしていただければというふうをお願い

をしたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

寺島委員、お願いいたします。

○寺島委員 資料3の水産施策26年の6ページの、これは前ページから続きます「水産物の放射線物質調査の徹底による」以下です。風評被害の払拭ということですが、資料2の、やはりこれは6ページと同じ部分と、要するに文章が過去形になっているだけで、要するに何ら政策が変わらないということ。やっぱり現場を歩いてみますと、震災4年目の最も厳しい課題というのが風評の固定化だと思います。とにかく風評が一時の風ではなくて、もう固定化して厚い壁になって、生産者のいろんな声というものが消費者に届かないといえますか。3月に相馬であった東電と経産省の地下水バイパス計画の説明会にも私は行ってきましたけれども、やはり経産省の担当者の方もホームページにより、こういうふうな正確、迅速な情報提供と書いていました。その後、仙台であった宮城県の水産関係者のシンポジウムがありまして、そこに消費者の方たちがたくさん来られて、これを紹介して見ましたところ、一番信用していないのは国が出すデータだというふうに言う人が多くて、やはりそういうふうな経産省であるとか、つまりそういうところのホームページなんていうのは見ない、こう書いていました。

とにかく、そこでやはり出たのが、見に来てもらうではなくて、出て行って届ける、こういうふうな情報の発信の仕方なんだろうというふうな発言が出ていまして、これは全くその漁業者たち、水産者関係者の、いわゆる支援する立場にある水産庁にとっては、やはり一番取り組まれるべき、今年の課題ではないのかなというふうに思いました。

漁業者の人たち、相馬でも石巻でもそうですが、やはりそれぞれに最も厳しいぐらいの、ほかでどこもやっていないような放射性物質の自主検査体制をやっていて、石巻でこのほど導入したのが、まだ国の公認は受けていませんが、5,000万円かけて一匹一匹の検査をできると。東北大と共同開発した最先端のものですけれども、例えば、こういったことの努力というものを、つまり発信するという、わかってほしいんだというふうなこと。しかも、それぞれの個々の団体なり、その市場なりが個人負担で何千万円もの投資をして、そういうことをやっている。個々の努力にも、しかしそういった風評を払拭できずにいるということの限界みたいなものをまた感じているわけです。ですから、私が漁業者の人たちとかから聞いたのは、そういった努力を知ってもらう、発信してもらう、そういった方法です。だから、省庁のホームページとかではなくて、もっと外に出て発信するというふうな方法ですね。消費者とつなぐとどうですか、こういったものを、まさにその漁業者の。漁業者の人たちは東電でも、経産省でもなく、やはり水産庁に応援してもらいたいと、こういうふうに思っているというふうに強く感じてきましたので、このあたりをいろいろ御検討していただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

このあたりで、一度お答えをお願いできればと思います。

○漁政部長 大変多岐にわたる御意見をいただきましたので、この場で全部一つ一つお答えする時間はないと思いますが、いずれにしても、私どもの今後の政策に反映すべきだという御意見と、それから今回お示ししている具体的な記述にわたる御意見があったように思います。後者の具体的な記述にわたる御意見につきましては、よろしければ後ほど担当のものがお伺いいたしますので、具体的な修正案として御指導いただければ、直せるものは早急に直していきたいというふうに思います。

その他、今、いただいた御意見の中で、担当部長、担当課長から補足を申し上げたいと思いますが。

○企画課長 細かい点について、何点か私のほうからお答え申し上げます。

津森委員から漁業学校の設置主体はどこかというお話がありました。これは都道府県レベルの自治体が設置の主体となっておりまして、現在、北海道、静岡、佐賀、宮崎、この4カ所で今、設けられております。

それから、鈴木委員の、お魚のたんぱく質の優位性のところで、ちょっと私は紹介し忘れたんですけども、前回も鈴木委員からの御指摘がございまして、126ページに書き加えさせていただいております。126ページの表がございまして、最初のところの血栓の形成抑制効果というところで、②の魚肉たんぱく質の血栓溶解作用と、それから、最後の丸のところです、体脂肪の蓄積、血糖の上昇抑制のところ、スケトウダラたんぱく質摂取により筋肉量が増加、体脂肪の蓄積、血糖の上昇抑制という記述を入れてございます。

それから、木場委員の御質問で、ライフジャケットの装着率の御質問がございまして、これはオフィシャルな統計がないのでなかなかこういったところに書きづらいんですけども、非公式な調べですと、大体4割ぐらいの方がいまだ着けていらっしやらないというような状況でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

安部委員、では、ちょっと短くお願いできますか。

○安部特別委員 時間も迫っているみたいですので、簡単に。

資料1-2の140ページ、対TPPですね。施策の資料3の25ページも施策でTPP、書いてあるんですけども、その中に、農林水産物にセンシティブティが存在するということを強く説明して、各国の理解を求めると。それで、交渉に当たっては、持続的漁業の発展や水産業、漁村の多面的機能の発揮など、損なわれないように全力を尽くすこととしていきますということで、非常に期待しているわけですけども、具体的な施策があるのかどうか。例えば、昨日の対オーストラリアと牛肉の交渉で関税が引き下げで、ようやく15年目に23.5%になるというふうな新聞報道があるわけですけども、水産物の全平均の関税率は、たしか4.6か4.7%、非常に低い水準で、新聞報道では、農業を守って、水産物は関税をゼロにするというような報道も、たしか日経にもあったような気がするんで、非常に心配しているわけですけども、全力を尽くすということで、我々漁業者は水産庁、農林

水産省に期待してもよろしいのでしょうか。その辺の具体的施策があるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思って、質問いたします。

○遠藤特別委員 委員長すみません、重ねて今、安部さんのお話とも、ちょっとダブるところがあるんですが、やはり私ども、流通にかかわっておりますので、よくわかるんですが、一言で言うと、やっぱり魚は高いんですよ。肉と比べて高い。昔であれば、魚オンリーでよかったんですが、やっぱり価格的にも高いし、今スーパーで一番不採算部門が魚の部門なんですね。これはイトーヨーカドーでもイオンでも、みんなそうなんです。手間暇がかかり過ぎる。身おろしするのが大変だ。挙句の果ては、骨を取ってくれとか、骨なし魚にしてくれとか、これはもう中国やベトナムでもやっていますけれども、やればやるほど高くなるのは当たり前なんですね。そこに持ってきて、やっぱり生臭いとか、いろいろそういった問題があって、マンション生活やなんかでは、とても焼いたり煮たりできない。そこで煮魚、焼き魚がコンビニに行ってもあるし、どこでも惣菜が売れているんですね。

養殖業者を採算の合う立場に置くためには、やはりそれなりの見合った価格で買い上げて、市場でもスーパーでもそうですけれども、買い上げてやって売らないと、これは再生不可能なんですね。生産者のほうが参ってしまいますから。3年間ぐらい、ブリでもタイでも時間がかかるんです。餌を食いますから。その餌、どこから買っているかという、アメリカやなんか、海外から買っているんです。考えようによっては、肉を売るために、アメリカなんかもクジラを捕らせない。ここにも書いてありますけれども、クジラが魚を食す、我々よりも3倍から5倍も食べちゃうんですね。ですから、我々とすれば魚食文化の最たるものであったわけですから、クジラをとらないと、ますます大衆魚が少なくなっちゃうんじゃないかと思って懸念しておるんですが、ここに書いてある字句文言、まことに現状分析においては本当に御無理ごもつともでございますが、いかにしたら魚を食べさせられるのか。学校給食なんか、ほとんど冷凍食品ですから。冷凍食品の主なものは、ほとんど輸入された白身であるとか、そういうものが圧倒的なんですね。ですから、国内の生産業者は、ますます窮地に追い込まれるというふうな、状況だけちょっと申し上げさせて、どうやっていったかわかりませんが、すみません。

○山下部会長 ありがとうございます。

まだまだ御意見ありそうなんですけれども、予定の時間が迫ってまいりました。この辺で終わりたいと思います。それで、今日御意見いただいた方の中で、今申し上げる委員の方、濱田委員、関委員、武田委員、寺島委員、高橋委員、安成委員、鈴木委員、山根委員、事務局のほうから文言の相談というか、調査がございますので、申しわけございませんが、もし御都合が大丈夫でしたら、この後ちょっとお残りいただきたいと。それから、まだ意見を言い足りない方がおられるかと思うんですけれども、そういう場合には、明日中で申しわけありませんが、事務局宛てにメールなり電話なりで、言い足りなかったことがございましたら、お伝えいただければと思います。本日、皆様からいただいた御意見とメール等での御意見も踏まえまして、資料1から3の、今日御審議いただいたものですけれども、

事務局で再度修正等を行いまして、最終案については私に一任ということで、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局から報告事項等ございましたら、お願いいたします。

○企画課長 本日は、御審議どうもありがとうございました。

本日いただきました御指摘、それから、この後、調整させていただく御意見も含めまして、最終案を取りまとめまして、部会長と御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますが、現時点では5月下旬ごろに閣議決定、国会への提出という予定で手続きを進めてまいりたいと考えてございます。また、昨年10月に現地調査を予定しておりましたけれども、これが台風のために中止になったということでございまして、今後の6月ごろに改めて実施をいたしたいと考えてございます。詳細につきましては後日改めて委員の皆様様の御意向、御都合をお伺いしまして、日程等の調整をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の折、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、もうこれで閉会ということなんですけれども、挙手がありましたので、短めをお願いします。

○高橋特別委員 その他ということで、1点、水産庁に要望しておきたいと思っております。クジラ関係でございますけれども、先ほど申しましたとおり、国際司法裁判所の判決は調査捕鯨、それから商業捕鯨を否定したものではないということでございます。早急に新たな計画を立てて、南極海の調査捕鯨の再開をすべきだというように思っています。尽力をお願いをしたいと思っております。

それから、もう一点なんです、北太平洋の調査捕鯨について、従来のとおり調査を実施をしていただきたいというように思います。特に、調査に従事をいたします乗組員の雇用、それから捕鯨技術の伝承というものをきっちりと堅持した体制を今後も継続をしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

本日も活発な御議論、ありがとうございました。

以上をもちまして、企画部会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。